

ナースセンター事業 (概要)

中央ナースセンター事業

令和2年度予算案 令和元年度予算額
230,183千円 347,633千円

(ア)中央ナースセンター 1か所(各都道府県ナースセンターの中央機関)

(イ)都道府県ナースセンター 47か所(看護職員確保対策の拠点として無料職業紹介などの事業を行う機関)

各都道府県の看護職員確保対策の拠点として、次の事業を行う。

- ① 近年の少子化傾向から若年労働力人口の減少を踏まえ、潜在看護職員の就業促進を行うナースバンク事業
- ② 高齢社会の到来に対応するための訪問看護支援事業(訪問看護師養成講習会等)
- ③ 看護対策の基盤となる「看護の心」の普及に関する事業

※人材確保法:看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年)

ナースセンター
組織図

中央ナースセンター(人材確保法第20条)

[事業概要]

- ① 都道府県ナースセンターの業務に関する啓発活動
- ② 都道府県ナースセンターの業務について、連絡調整、指導その他の援助
- ③ 都道府県ナースセンターの業務に関する情報及び資料を収集し、都道府県ナースセンターその他の関係者に対し提供
- ④ 2以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動
- ⑤ その他都道府県ナースセンターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務

[拡充] ※事業概要③に含む
○「地域に必要な看護職員確保推進事業」の推進
・中央ナースセンターを介した都道府県ナースセンターによる本事業の実施支援や、事業の好事例の情報提供等の推進

都道府県ナースセンター(人材確保法第14条) ※平成10年度 運営費を一般財源化

事業運営委員会

ナースバンク・「看護の心」普及事業部

[事業内容]

- (1)ナースバンク事業
 - ① 再就業相談事業
 - ② 看護力再開発講習会
 - ③ 准看護師養成所専任教員再就業研修
- (2)「看護の心」普及事業
看護職員リフレッシュ研修会
- (3)看護職員確保対策連絡協議会
- (4)電算機(NCCS)の運用

訪問看護支援事業部

[事業内容]

- (1)訪問看護支援事業
(訪問看護師からの相談受付)
(訪問看護業務の実態把握)
- (2)訪問看護相談事業
(在宅療養者等に対する相談・普及)
- (3)訪問看護師養成講習会

重点地域(支所設置) [事業内容]
(北海道、東京都、神奈川県、静岡県 等) ・再就業相談事業